

独立行政法人福祉医療機構の 中期目標期間の業務実績の最終評価結果

平成20年8月27日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 中期目標期間（平成15年10月～平成20年3月）の業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成16年4月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成18年4月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴いその業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

本評価は、平成15年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成15年10月～平成20年3月）全体の業務実績についての評価を行うものである。

福祉医療機構に対しては、特殊法人から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、最終評価を実施した。

なお、福祉医療機構については、これまでの特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来からの福祉医療貸付事業等の6事業に年金担保貸付事業等2事業2業務を加え、現在、8事業2業務と多種多様な事業を行っており、これら事業について、国の福祉医療施策との密接な連携のもと、総合的かつ一体的に行っていることを特記しておきたい。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」という福祉医療機構の設立目的に照らし、どの程度寄与す

るものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したか等の視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化に関しては、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）の認証取得及びその運用、人事評価制度の導入及び運用の改善、トップマネジメントを補佐する経営企画会議の運営、業務推進体制の整備と組織のスリム化等の処置がとられ、効率的な業務運営体制の確立がなされたことを高く評価する。

また、リスク管理債権については、中期目標期間における各年度において、唯一最終年度の平成20年3月末で中期目標の2.0%を若干上回る2.02%となったところであるが、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設をとりまく経営環境が年々厳しくなってきたことを考慮すると、他の金融機関と比べても低く、適切な債権管理が行われていると認められる。さらに、一般管理費等の経費削減については、毎年度経費を計画的に節減し、中期目標を上回る削減を実施しており評価する。

福祉医療貸付事業については、国の福祉及び医療の政策目標に沿って、民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対する融資が行われているとともに、審査業務及び資金交付業務の迅速化が進められる等、業務の効率化が図られ、計画に照らし十分な成果を上げている。また、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮し、定額償還方式を導入したことは、特段の評価に値する。

さらに、心身障害者扶養保険事業については、繰越欠損金の解消に向けて、国において検討が進められた結果、平成20年4月から制度改正が実施されることとなった。この制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなり、制度の安定化を図ることができたところである。なお、当該制度改正の内容について、道府県・指定都市に対する周知等を適切かつ積極的に実施していることが認められ、評価する。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

① 効率的な業務運営体制の確立

福祉医療機構は、平成16年度及び平成18年度に業務の承継を行う等、中期計画期間の途中で業務が増大したものの、その中で業務推進体制の整備と組織のスリム化を図り、適切な業務運営を推進している。また、QMSについては、平成17年度に認証を取得して中期計画を達成するとともに、QMSの運用により職員の意識改革の推進及び教育・訓練体制等の改善、また、マネジメントレビュー、内部監査等に基づき業務プロセスの高度化が図られたことを高く評価する。また、人事評価制度については、平成16年度より制度を導入して以降、その制度運営の改善に取り組み、職員の努力を適正に評価できる制度運営を実施し、組織の業務目標の達成や人材育成につなげた点も高く評価する。さらに、経営企画会議の積極的な開催により、重要案件に対し迅速的確に経営判断する等、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

② 業務管理の充実

各事業部門は中期計画と連動した組織目標を定め、各職員は人事評価制度を活用して個人目標を定めることとし、これらの組織目標及び個人目標は、QMSと人事評価制度に基づき、適切に進行管理が実施されている。また、リスク管理体制については、平成15年10月に事務リスク部会（平成18年度からQMSに統合）を設置し、事務リスクの分析と業務プロセスの改善を進めるとともに、QMSの定着を踏まえ、QMS活動において事務リスクに対応する体制を構築している。

福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権比率については、平成18年度までの各年度においては、中期目標の2.0%を上回らない実績を上げており、平成20年3月末で中期目標を若干上回る2.02%となったところであるが、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設をとりまく経営環境が年々厳しくなってきたことを考慮すると、他の金融機関と比べても低く、適切な債権管理が行われていると認められる。

また、業務・システムの最適化の実施に向けて、「業務・システム最適化計画」を平成20年2月に策定・公表し、さらに、ALMシステムの活用、電子政府化への取組み等が認められ、中期目標・中期計画に基づいて適切な業務管理が行われており評価する。

③ 一般管理費等の経費削減

一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費削減については、平成19年度において、基準年度である平成14年度に対して13%程度の経費

削減を行うという中期目標に対し、13.1%の削減を実現したところである。労災年金担保貸付事業に係る各種経費の削減については、平成19年度において、基準年度である平成16年度に対して9%程度の経費削減を行うという中期目標に対し、15.8%の削減を実現したところである。また、福祉医療貸付事業費については、平成19年度において、基準年度である平成14年度に対して5%程度の経費削減を行うという中期目標に対し、19.2%の削減を実現したところである。さらに、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務の経費については、平成19年度において、基準年度である平成18年度に対して3%程度の経費削減を行うという中期目標に対し、6.3%の削減を実現したところである。

以上のように、一般管理費等の経費削減については、年度毎に削減目標額を定めて計画的に削減を行っており、中期目標を上回る削減を実施していることを、高く評価する。

(2) 各事業の評価

① 福祉医療貸付事業

福祉貸付事業については、国の福祉政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づき事業を行っており、平成15年度から平成19年度における貸付審査件数（老人福祉関係施設2,042件、児童福祉関係施設1,329件、障害者福祉関係施設706件、その他37件の計4,114件。つなぎ資金を除く。）のうち96.7%は、国及び地方公共団体から補助金等が交付された施設整備への融資となっている。

医療貸付事業については、国の医療政策に即し、平成15年度から平成19年度までに、病床等不足地域における病院等の整備（病院271件、診療所847件）、200床未満の中小規模病院の整備（325件）、介護保険事業計画に基づく介護老人保健施設の整備（449件）等への融資に実績を上げている。

また、両事業において、国の要請等に基づく緊急・特別的な融資として、金融環境の変化に伴う運転資金に対する緊急融資（平成15年度実施）、老人福祉関係施設等に係る特別貸付（平成16年度及び平成17年度実施）、災害復旧融資（平成16年度から平成19年度実施）、アスベスト対策事業融資（平成17年度から平成19年度実施）、地域密着型サービスに対する融資（平成18年度及び平成19年度実施）、障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例融資（平成18年度及び平成19年度実施）、療養病床の再編成に伴う

経営安定化資金の融資（平成18年度及び平成19年度実施）の実施等、国との調整の下、政策と密接に連携した迅速な対応を行っている。さらに、特殊法人等整理合理化計画の趣旨、国の政策要請等を踏まえ、貸付対象等を適切に見直し、事務の効率化を進めるとともに、新規契約分について、毎年度、利差益を確保している。さらに、福祉貸付においては、平成16年度に協調融資制度を構築し、制度の定着と運用の拡大を進め、民間資金の一層の活用が図られている。

以上のように、中期目標・中期計画に照らして十分な成果を上げていると評価する。

一方、福祉医療貸付事業の業務の質の向上については、審査業務の平均所要期間を短縮するという中期目標（福祉貸付4か月以内、医療貸付3か月以内）に対し、毎年度、目標を達成している。資金交付業務については、請求後20営業日以内に資金交付を行うという中期目標に対し、全ての案件において目標を達成している。また、利用者の事務負担の軽減、相談体制の充実、受託金融機関の指導強化等の取組みが図られている。

以上のように、中期目標・中期計画に照らして十分な成果を上げていると評価する。

② 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、外部委託の活用などによる経費削減に努めるとともに、セミナーの内容の充実や広報の強化に取組み、受講者の確保に努めた結果、開催経費を上回る受講料収入を上げ、中期目標を達成している。

また、個別経営診断については、平均処理日数が14.1日と、中期目標である60日以内を大幅に短縮する等、事務処理の迅速化が図られている。さらに、診断料収入については、必要経費を上回る収入を上げ、中期目標を達成している。

以上のように、中期目標及び中期計画における処理日数に係る目標値や収支相償の原則について、これを上回る実績を上げており、効率的な業務運営に関し、十分な成果を上げていると評価する。

福祉医療経営指導事業の業務の質の向上については、集団経営指導（セミナー）においては、早期の開催告知、延べ受講者数、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指数に関し、すべてが中期目標を上回っている。また、個別経営診断においては、延べ診断件数が921件となり、中期計画に

における目標値（150件）を大幅に上回る実績を上げている。さらに、平成16年度より特別養護老人ホーム及びケアハウスの指標の充実を図り、平成17年度には病院等の診断項目を充実、平成18年度は簡易経営診断を開始する等、診断手法の充実を毎年度行い、顧客の多様なニーズにきめ細かく対応した。また、開業医承継支援事業（平成20年3月末で廃止）の紹介件数に関し、中期目標を達成している。

以上のように、中期目標・中期計画に照らして十分な成果を上げていると評価する。

③ 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業については、独創的・先駆的事業への助成及び地域の実情に即したきめ細やかな事業への助成を重視する方針のもと、第三者機関である審査・評価委員会の審議等を経て、事業計画及び運用計画を策定し、重点助成分野を設け、限られた財源の効果的かつ効率的な配分に努めている。

重点助成分野については、毎年度、4分野以上を設定するという中期目標に対し、毎年度、5分野以上を設定の上、延べ1,223事業を採択し、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成することができたと評価する。

また、障害者スポーツの振興のために特に必要な助成の対象とする活動として、平成16年度には、スペシャルオリンピックス冬季世界大会に向けての競技運営費に対して障害者スポーツ基金を取り崩して助成した。さらに、平成17年度の冬季パラリンピック競技大会、平成18年度のフェスピック大会等、平成19年度のパラリンピックワールドカップ等のスポーツ国際大会へ向けての選手強化や選手派遣事業等に対しても助成を実施している。

その他、助成事業の継続状況、独創的・先駆的事業等への助成については、それぞれ目標とされた80%、70%を超えており、中期計画における目標値を大幅に上回る成果を上げ、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応してきている。

長寿・子育て・障害者基金の業務運営の効率化に関する事項について、基金の運用は、適切な情報収集を通じて、平成16年度以降、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用実績を上げている。また、助成金の交付決定までの所要期間に関しては、毎年度、中期目標の平均30日以内に実施しており、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

長寿・子育て・障害者基金事業の業務の質の向上については、毎年度、募集

要領のホームページでの公開を募集締め切りの2か月前までに実施したこと、また、優れた事業の周知などの広報活動を積極的に行ったこと等、中期目標を適切に実施した。

助成事業の事後評価については、平成14年度助成分から実施し、助成団体が行う自己評価、審査・評価委員会委員等が行うヒアリング評価及び書面評価を組み合わせた重層的評価を実施し、その結果については、「選定方針」や「募集要領」に反映させている。

以上のように、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

④ 退職手当共済事業

退職手当共済事業については、退職手当金の請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間中に75日以内に短縮するという中期目標に対し、平成19年度において、国及び都道府県と折衝を行うことにより給付財源を早期に確保したこと及び審査事務の効率化を図ったことにより、前年度から30日間短縮の61.7日となり、中期目標を達成できたところである。

また、利用者の手続き面の負担を軽減するため、平成15年度において請求書等のダウンロード機能を創設、平成16年度において退職届作成支援システムの構築及びホームページ運用開始、平成17年度において届出様式の統合、提出書類や記載事項の簡素化、平成18年度においてWAMNETのネットワーク環境を活用した掛金納付対象職員届の電子届出システムの構築、平成19年度から同システムの運用を開始する等により、利用者の利便性の向上に大きく寄与したところである。さらに、平成18年度における社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正に伴う周知及び事務取扱を適正に行っている。

以上のように、中期計画・中期目標に照らし十分な成果を上げていると評価する。

⑤ 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、繰越欠損金の解消に向けて、国において検討が進められ、平成20年4月から制度改正が実施されることとなり、この制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなり、制度の安定化を図ることができたところである。なお、当該制度改正の内容について、道府県・指定都市に対する周知等を適切かつ積極的に実施していることが認められ、評価する。

また、扶養保険資金に関しては、安全性を重視した運用を行っているものの、平成19年度においては、サブプライムローン問題等で株価が下落した影響を受け、運用利回りが低下したところであるが、運用の目標基準となる指標（ベンチマーク）に概ね沿った実績を上げることができていることから、適切に実施していると評価する。

さらに、中期計画どおり、当該事業の事務担当者会議を2か所で開催し、適正に事務処理を行うための留意事項について周知や、地方公共団体との連携に努めるとともに、全ての加入者・受給者向けのリーフレットを作成・配布する等、業務の質の向上が図られている。

以上のように、心身障害者扶養保険事業については、課題となっていた繰越欠損金の解消の見通しを付けることができたことから、中期計画・中期目標に照らし概ね達成していると評価する。

⑥ 福祉保健医療情報サービス事業

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）については、介護事業者情報に係る送信方法についてインターネット接続環境を利用した送信方法への移行を実施し、経費の削減及び事務の効率化を行った。

また、看護師等養成所報告管理システム及び児童・婦人相談所ネットワークの運用を開始する等、WAM NET基盤の利活用を図った。さらに、バナー広告、介護保険業務管理ソフト広告により、自己収入を確保している。

以上のように、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

福祉保健医療情報サービス事業の業務の質の向上については、他機関とのリンク拡張、情報の質の向上、操作性やコンテンツの充実等、利用者の利便の向上を図った結果、平成19年度においては、WAM NETのアクセス件数が1,343万件、利用機関の登録数が66,902件となり、中期目標における目標値（年間のアクセス件数700万件以上、利用機関の登録数5万件以上）を達成している。

以上のように、中期目標・中期計画に照らし成果を上げている。しかしながら、WAM NETの運営に多額の費用を要していることにかんがみ、より一層の費用削減の検討や更なる自己収入の確保とともに、内容及び機能の充実に努めることを期待する。

⑦ 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、費用と収益の動向を踏まえた金利水準の検証を定期的に行うことで、コストを適切に反映しつつ、利用者に負担を強いることのないよう配慮した金利設定を行い、平成15年度に欠損金が発生したものの、平成16年度には欠損金を解消し、以後毎年度、当期利益を計上している。

また、平成19年度においては、独立行政法人整理合理化計画等に基づく貸付原資の自己調達化や運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を策定する等、効率的な業務運営が行われており、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

年金担保貸付事業の業務の質の向上については、従来、当該制度の償還方法は、全額償還と半額償還の2通りの償還方法に限られていたが、年金受給者にとって無理のない返済が行えるよう、平成17年10月より、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を導入し、利用者の利便性の向上に大きく貢献したことは、特段の評価に値する。また、平均事務処理期間に関し、平成17年度には、平成15年度に対し1週間の短縮を実現し、中期目標を達成している。

さらに、制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起、受託金融機関への指導強化等の取組みが見られるなど、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

⑧ 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、平成16年度に旧労働福祉事業団から事業を承継し、費用と収益の動向を踏まえた金利水準の検証を定期的に行うことで、コストを適切に反映しつつ、利用者に負担を強いることのないよう配慮した金利設定を行い、平成17年度には欠損金が発生したものの、平成18年度には当期利益を計上し、欠損金を解消している。

また、平成19年度においては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を策定する等、効率的な業務運営が行われており、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

労災年金担保貸付事業の業務の質の向上については、従来、当該制度の償還方法は、全額償還と半額償還の2通りの償還方法に限られていたが、年金受給者にとって無理のない返済が行えるよう、平成17年10月より、1万円単位

で返済額を設定できる定額償還方式を導入し、利用者の利便性の向上に大きく貢献したことは、特段の評価に値する。また、平均事務処理期間に関し、平成17年度には、平成15年度に対し1週間の短縮を実現し中期目標を達成している。

さらに、制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起、受託金融機関への指導強化等の取組みが見られるなど、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

⑨ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成18年度に旧年金資金運用基金より業務を承継し、貸付先や保証機関の財務状況等の分析、保証人の状況調査、担保物件の適切な担保評価、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定、ローン保証会社の保証履行能力の把握、受託金融機関への指導強化等により、貸付先の状況に応じた債権保全策を実施し、貸付先の延滞を未然に防ぎ、債権の円滑な回収を図っている。

また、解散等予定の住宅生協に対する機構債権について全額回収し、民事再生法の申立がなされた貸付先について質権実行等による回収措置を実施するなど、適切かつ着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

⑩ 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成18年度に旧年金資金運用基金より業務を承継し、リーフレットの作成及びホームページへの掲載により周知を行った。また、再委託業務の変更に合わせて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し受託機関を指導する等、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

なお、本業務は独立行政法人整理合理化計画において、平成20年度から業務を休止するとされたところであり、休止については福祉医療機構のホームページに掲載し、円滑な業務休止を行ったところである。

(3) 財務内容の改善等について

予算、収支計画及び資金計画等については、中期目標・中期計画に基づいて適正に実施されている。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、平成15年度か

ら平成19年度の間、約1億9千8百万円の自己収入を確保している。さらに、貸付原資についての自己資金調達の拡大として、福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、毎年度、財投機関債を発行し、貸付原資を確保し、円滑な事業運営を行っている。

また、人事に関する事項については、福祉医療機構の多種多様な業務に適切に対応するため、有為な人材の育成や能力の開発に取り組むとともに、常勤職員数を抑制しながらも、業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した適切な人員配置が行われている。

以上のように、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。